

当法人では、福祉・介護職員特定処遇改善加算の職場環境等要件に係る以下の取組みを行っています。

1. 資質の向上

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

具体的な内容

職員が社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師等の福祉に関する国家資格の受験資格を得るための研修会等に参加する場合、欠勤する日又は時間は、特別休暇(有給)とする支援の実施(就業規則第26条15項)等

2. 労働環境・処遇の改善

- ・ICT活用による業務省力化
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

具体的な内容

介護・福祉施設向け業務管理ソフト(福祉の森)を使用し、ケース記録・自立支援計画・利用者情報・財務会計・人事情報等の共有化を図っている。

また、毎日朝礼・終礼を実施し情報共有・意見交換も行っている。

3. その他

- ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者に特化した人事制度確立
- ・非正規職員から正規職員への転換

具体的な内容

WAM ネットを活用し見える化を行い、令和2年度4月より就業規則、給与規程、職務等級規程を一新し短時間勤務職員へ配慮した給与体系等へ変更を行った。また、非正規職員から正規職員への転換についても就業規則第11条(正規職員への転換)に要件等を明確化し、職員への周知も行った。